

猪名川上流広域ごみ処理施設環境保全委員会第3回委員会 会議録対照表

ページ	修正前 内 容	修正後 内 容
34頁24 ～32行目	<p>委員のご指摘のとおり、当案件につきましては、環境保全委員会ではなくて、1市3町でつくられた環境影響評価審査会あるいは各市町の保全審等に提案してご審議頂くことも、考えられます。</p> <p>ただし、現状ではアセスの審査会等は終了しておりますし、保全委員会で検討いただくのが一つの手法といいますか、我々にとっては現実的にそれしか選択肢が今のところないのでお諮りしているところでございます。</p>	<p>委員のご指摘のとおり、当案件につきましては、環境保全委員会ではなくて、1市3町でつくられた環境影響評価審査会あるいは各市町の保全審等に提案してご審議願わなければならない内容かとおもいます。</p> <p>ただし、現状ではアセスの審査会等は終了しておりますし、我々としてもどうしたものかということで悩んだ末に、当面の方策として保全委員会で検討いただくのが一つの手法といいますか、我々にとっては現実的にそれしか選択肢が今のところないのでお諮りしているところでございます。したがって、ここでどうこう言うものではないという結論になりましたら、またそれはそれで事務局としても考え直さなければいけないかと考えています。</p>
35頁6行 ～22行目	<p>当猪名川上流広域ごみ処理施設は、法律や県条例で環境アセスを義務付けられている施設規模ではございませんが、地域住民の関心も高いことから、施設組合が、独自のアセス手続を定めた条例を制定され、それに基づいて、実施計画書の審査を経て、環境影響評価準備書に係る審査が進められ、平成16年7月17日付で審査会報告は完了し、その後、川西市の環境保全審議会、猪名川町の環境審議会で審議され、川西市の市長意見は10月14日に提出され、その後、施設組合によって、環境影響評価書が纏められ、11月16日～30日に縦覧されまして、条例に定めた事務手続は、すべて、既に完了しています。</p> <p>その後、都市計画決定、補助・事業決定を受けて、当該工事が着工されているものです。</p> <p>今回提案の発破工法は、新たな建設計画ではなく、既設のアイオン掘削工法を取り止めて、その代わりに採用しようとするもので、変更の範囲内だと判断されます。</p>	<p>委員がおっしゃいましたように、環境影響評価の審査会は、去年の7月17日に審査会の検討結果報告を提出させていただいて、委員会そのものは終了しております。また、その後、環境保全審議会あるいは猪名川町等での環境審議会等も開催されて、10月には各市町の市町長意見を取りまとめられて、評価書そのものも11月にはまとまっているという形で、環境影響評価条例に基づく手続は去年の11月をもって終了しているということでございます。</p> <p>先ほど事務局からも説明ありましたけれども、発破作業については騒音の掘削工法等の中では想定はされておりました。</p> <p>しかし、それ以外のもの、例えば水質につきましては、評価書では調整池をつくってから作業をするという形でもございましたし、土壌汚染についても、当初想定をしていたのと違う区域でも分析をする必要があったということで、環境影響評価の前提条件と実際工事にかかった場合の実作業の間で若干</p>

猪名川上流広域ごみ処理施設環境保全委員会第3回委員会 会議録対照表

ページ	修正前 内 容	修正後 内 容
	<p>なお、環境影響評価審査会や川西市環境保全審議会の審議を受けた市長意見において、工事中も含む事後の環境監視・対策の提言について、一庫ダム、住民参加の委員会で検討・審議するよう指摘し、それを受けて設置されたのが本環境保全委員会となります。本件の発破工法等、工事途上の工法変更に伴う環境影響の審議検討については、本委員会で検討頂くのが、アセス手続の流れを受けた正当・最適の手続きだと判断しています。</p> <p>また、先程、事務局から説明がありましたように、発破作業については、当初の掘削工法等の中では予定されておりましたが、それ以外のもの、例えば、水質につきましても、評価書では調整池を作ってから作業をするという形でございましたし、土壌汚染についても、当初想定していたのと違う区域でも分析をする必要がありました。</p> <p>このように、環境影響評価の前提条件と、実際に工事にかかった場合の実作業との間では、若干のずれや想定と食い違うということは、無いことが望ましいとは思いますが、現実的には不可抗力な部分もあり、止むを得ないものではないかと思えます。</p> <p>その様な場合に、従来の環境影響に比べてどうか、環境保全対策が十分であるかという現実的な検討を、この委員会でご審議頂くべきだと思います。</p> <p>つまり、ご指摘のアセス審査会は、施設組合の定めた環境影響評価条例に基づいて設置いたしましたけれども、その手続きは既に終わっておりまして、それに基づく市長意見等も既に提出され、環境影響評価書という形でまとめていただき完結しており、市長意見で、その後の環境影響に係る評価・審査・提言を行う機関として当環境保全委員会の設置を提言し設置されたものであり、学識経験委員、住民代表等、委員構成も審査に必要な体制が整備されていることから、この委員会でご審議頂くべきであると存じます。</p>	<p>ずれがあるということはやむを得ない部分もあるのではないかと。その中で、従来の想定に比べてどうであったのかという検討をこの委員会でしていただくべきではないかと思えます。ですから、アセス委員会は、一部事務組合の定めた環境影響評価条例に基づいて1市3町で設置をいたしましたけれども、その手続は既に終わっておりまして、それに基づく市長意見等も既に提出をし、それによって環境影響評価書という形でまとめていただいているということですので、</p> <p>その辺よろしくご理解いただきたいと思います。</p>